

令和5年4月1日

東北大学片平さくらホールの使用を希望する方へ

東北大学片平さくらホールの使用を希望する場合は以下の事項をご承諾のうえ、お申し込みをしてください。

使用にあたり承諾していただく事項

○東北大学で策定している「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」のレベルが1以下の場合に、催事等の開催が可能であることを理解し、レベルが2以上に引き上げられた場合、または、新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じた場合は、原則として使用許可が取り消され、本取り消しに伴い生じた損害に対する補償は受けられないこと。（使用料入金後の使用料は返金）

○使用目的が、片平さくらホール使用規程に定める貸付基準に合致している場合のみ使用できること。

※BCP レベルが1以上に引き上げられた場合は、以下の事項もご承諾願います。

○東北大学の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（以下「催事ガイドライン」という。）」を遵守しなければならないこと。

○催事ガイドラインに基づく具体的な感染症予防対策について計画書（様式自由）を作成し、事前に担当係の確認を受けなければならないこと。

○その他、新型コロナウイルス感染症予防のための本学からの要請に協力しなければならないこと。

○使用終了後、「感染症予防対策実施報告書」を担当係に提出し、感染症予防のための対策がなされたか確認を受けなければならないこと。

【担当係】

東北大学財務部資産管理課資産管理第三係

TEL：(片平) 022-217-4905

e-mail：sakurahall@grp.tohoku.ac.jp

国立大学法人東北大学片平さくらホール使用申込書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学総長 殿

申込者：(住所) 〒

団体名
氏名

片平さくらホールを下記により使用したいので、別紙確認事項及び関係書類を添付して申し込みます。なお、許可された上は、許可条件を遵守し使用します。

記

使用場所	1階ラウンジ 2階会議室（ A ・ B ・ C ）
使用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
使用目的	
使用人数	名
担当者	氏 名： 連絡先（tel等）： 許可書等送付先： その他：
駐車場使用	使用希望： 無 ・ 有 （台数 台）
備考	（添付書類）

確認事項

片平さくらホールの使用にあたり、以下を確認します。

□私は以下に該当しません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

□私は片平さくらホールを以下の用途には使用しません。

- ・法律等に違反する用途
- ・公の秩序又は善良の風俗に反する用途
- ・営利を目的とする用途
- ・宗教、政治活動を目的とする用途
- ・特定の個人、団体等を支援又は公認しているような誤解を与える用途又は与えるおそれのある用途
- ・貴学が行う研究・教育活動業務等を妨げる用途
- ・施設の本来の用途又は目的を妨げる用途
- ・その他、貴学が不適當と認める用途

□私は新型コロナウイルス感染症予防に係る以下の事項を承諾します。

- ・貴学の「使用許可書」及び「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（以下「催事等ガイドライン」という。）」の遵守。
- ・使用にあたり催事等ガイドラインに基づく具体的な感染症予防対策に関する計画書を作成し、貴学の確認を受けること。
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」のレベルが2以上に引き上げられた場合、又は新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じた場合は、原則として使用許可が取り消されること、また、本取り消しに伴い生じた損害に対する補償は受けられないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症予防に関する貴学からの要請に協力すること。

国立大学法人東北大学片平さくらホール使用許可書

令和 年 月 日

御中

国立大学法人東北大学
総長 大野 英 男

令和 年 月 日付けをもって申込みのあった片平さくらホールの使用については、下記の条件を付して許可します。

記

1. 使用施設

所在地 仙台市青葉区片平二丁目1-1
使用場所 片平さくらホール 1階ラウンジ ・ 2階会議室 (A・B・C)

2. 使用者は、前記の施設を の目的に使用するものとする。

3. 使用日時は、次のとおりとする。

令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 2階会議室
令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 1階ラウンジ
令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 片平キャンパス構内駐車場

4. 使用料は、基本料金 円、駐車場使用料金 円及び付帯料金 円とし、本学の発する請求書により、指定期日までに支払わなければならない。指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。なお、使用者が学内部局等にあつては、請求書による支払いに代えて、所定の振替手続きによらなければならない。

5. 使用上の制限

- (1) 使用者は、当該施設を、2に指定する使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 使用者は、当該施設を第三者に転貸してはならない。
- (3) 片平キャンパス構内駐車場を使用する者は、別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

6. 使用者が次のいずれかに該当するときは、本学は使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがあるほか、今後使用許可を行わない場合がある。

- (1) 使用者が使用申込書に添付した確認事項を守らないとき、又は確認事項に虚偽があつたとき。
- (2) 使用者が本許可書に基づく許可条件を守らないとき。
- (3) 本学において、当該施設を使用する必要が生じたとき。
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じたとき。

7. 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を取り止める場合は、使用日の3日前までに総長に申し出て、その承認を受けなければならない。

8. 原状回復及び損害賠償

- (1) 使用者は、使用を終えたとき又は使用の許可を取り消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。
- (2) 使用者は、使用施設及びその設備、備品等を滅失又はき損した場合又はこの許可条件に定める義務を履行しない場合、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

9. 本使用許可書に定めのない事項及び本使用許可書に疑義が生じたときは、協議に基づき本学が決定する。

片平キャンパス構内駐車場使用に係る遵守事項

片平キャンパス構内駐車場を使用する者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識等に従って運転すること。
- (2) 当該入構許可証等を車両のフロントガラス内側の確認しやすい位置に掲げること。
- (3) 駐車後は、構内での移動には原則として自動車を使用しないこと。
- (4) みだりに警笛音を発し、又は空ふかし音、急ブレーキ音及びタイヤ摩擦音を発する運転をしないこと。
- (5) 入構管理業務に携わる者の指示に従うこと。

上記に違反した場合の違反者に対して次の措置を行う。

- (1) 違反者に警告等を行うこと。
- (2) 警告書を違反車両に貼付すること。
- (3) 入構許可を取り消すこと。
- (4) 構外への退去を命じること。
- (5) 前各号の措置に応じず放置された自動車を撤去すること。